

長岡市個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例

(長岡市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第1条 長岡市個人情報保護法施行条例（令和4年長岡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
附 則 (経過措置) 第3条 (略) 2 (略) 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第1項第11号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第1項第7号に規定する保有個人情報を前条の規定の施	附 則 (経過措置) 第3条 (略) 2 (略) 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第1項第11号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第1項第7号に規定する保有個人情報を前条の規定の施

<p>行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 (略)</p>	<p>行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 (略)</p>
---	--

(長岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 長岡市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年長岡市条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第13条 第5条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第13条 第5条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

(長岡市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

第3条 長岡市情報公開・個人情報保護審議会条例(令和4年長岡市条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p>	<p>(罰則)</p>

第9条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第9条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
---	--

(長岡市市政功労者顕彰等に関する条例の一部改正)

第4条 長岡市市政功労者顕彰等に関する条例(昭和39年長岡市条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
(顕彰等の停止) 第6条 第3条の規定により表彰を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条に規定する優遇を行わず、若しくは停止し、又は前条の規定による弔詞及び弔慰金の贈呈を行わないことがある。 (1) 議員を除名されたとき。 (2) 解職請求により失職したとき。 (3) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき。	(顕彰等の停止) 第6条 第3条の規定により表彰を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条に規定する優遇を行わず、若しくは停止し、又は前条の規定による弔詞及び弔慰金の贈呈を行わないことがある。 (1) 議員を除名されたとき。 (2) 解職請求により失職したとき。 (3) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたとき。

(長岡市職員の分限及び懲戒の手續及び効果並びに降給に関する条例)

第5条 長岡市職員の分限及び懲戒の手續及び効果並びに降給に関する条例(昭和26年長岡市告示第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記

されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>(失職の例外)</p> <p>第8条 任命権者は、職務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第8条 任命権者は、職務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p>

(長岡市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例)

第6条 長岡市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年長岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する議員には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2)</p>	<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する議員には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2)</p>

<p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑又は罰金の刑（処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。）に処せられたもの</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑又は罰金の刑（処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。）に処せられたもの</p> <p>(4) (略)</p>
--	---

(長岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 長岡市特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年長岡市告示第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する特別職の職員には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第5号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者</p>	<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する特別職の職員には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第5号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者</p>

(前3号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に、ア又はイに掲げる者の区分に応じ、当該ア又はイに定める刑に処せられたもの

ア 市長であった者 拘禁刑以上の刑又は罰金の刑(処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。)

イ 市長以外の特別職の職員であった者 拘禁刑以上の刑

(5) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、ア又はイに掲げる者の区分に応じ、当該ア又はイに定める刑に処せられたもの

ア 市長であった者 拘禁刑以上の刑又は罰金の刑(処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。)

イ 市長以外の特別職の職員であった者 拘禁刑以上の刑

(期末手当の支給の一時差止め)

第6条 (略)

2 (略)

3 市長は、一時差止処分を受けた者について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに

(前3号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に、ア又はイに掲げる者の区分に応じ、当該ア又はイに定める刑に処せられたもの

ア 市長であった者 禁錮以上の刑又は罰金の刑(処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。)

イ 市長以外の特別職の職員であった者 禁錮以上の刑

(5) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、ア又はイに掲げる者の区分に応じ、当該ア又はイに定める刑に処せられたもの

ア 市長であった者 禁錮以上の刑又は罰金の刑(処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。)

イ 市長以外の特別職の職員であった者 禁錮以上の刑

(期末手当の支給の一時差止め)

第6条 (略)

2 (略)

3 市長は、一時差止処分を受けた者について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに

<p>当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し、ア又はイに掲げる者の区分に応じ、当該ア又はイに定める刑に処せられなかった場合</p> <p>ア 市長であった者 <u>拘禁刑</u>以上の刑又は罰金の刑(処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。)</p> <p>イ 市長以外の特別職の職員であった者 <u>拘禁刑</u>以上の刑</p> <p>(2)・(3)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し、ア又はイに掲げる者の区分に応じ、当該ア又はイに定める刑に処せられなかった場合</p> <p>ア 市長であった者 <u>禁錮</u>以上の刑又は罰金の刑(処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。)</p> <p>イ 市長以外の特別職の職員であった者 <u>禁錮</u>以上の刑</p> <p>(2)・(3)</p> <p>4～6 (略)</p>
--	--

(長岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 長岡市職員の給与に関する条例(昭和31年長岡市告示第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第24条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第24条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の</p>	<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第24条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第24条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の</p>

<p>前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分を受けた者について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分を受けた者について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>
---	---

(長岡市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第9条 長岡市特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和41年長岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p data-bbox="248 723 775 813">（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p data-bbox="220 840 783 1953">第7条 退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下同じ。）をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する市民の信頼に及ぼす影響を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p>	<p data-bbox="842 723 1369 813">（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p data-bbox="813 840 1377 1953">第7条 退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下同じ。）をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する市民の信頼に及ぼす影響を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p>

- (1) (略)
 - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、失職した者
 - (3) (略)
- (退職手当の支払の差止め)

第8条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を行うものとする。

- (1) 特別職の職員が刑事事件に関し起訴（アに掲げる者にあつては、当該起訴に係る犯罪についてアに規定する刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるもの（処された場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑が定められている犯罪に係るものを除く。）を除き、イに掲げる者にあつては、当該起訴に係る犯罪についてイに規定する刑が定められているものに限り、同編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
ア 市長 拘禁刑以上の刑又は罰金の刑（処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。）

- (1) (略)
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、失職した者
 - (3) (略)
- (退職手当の支払の差止め)

第8条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を行うものとする。

- (1) 特別職の職員が刑事事件に関し起訴（アに掲げる者にあつては、当該起訴に係る犯罪についてアに規定する刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるもの（処された場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑が定められている犯罪に係るものを除く。）を除き、イに掲げる者にあつては、当該起訴に係る犯罪についてイに規定する刑が定められているものに限り、同編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
ア 市長 禁錮以上の刑又は罰金の刑（処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。）

イ 市長以外の特別職の職員 拘禁刑以上の刑

(2) (略)

2～6 (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第9条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者（第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第7条に規定する事情及び同条各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑（当該退職をした者が前条第1項第1号アに掲げる者であった場合にあつては、同号アに規定する刑。次条第1項第1号において同じ。）に処せられたとき。

(2) (略)

2・3 (略)

イ 市長以外の特別職の職員 禁錮以上の刑

(2) (略)

2～6 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第9条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者（第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第7条に規定する事情及び同条各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑（当該退職をした者が前条第1項第1号アに掲げる者であった場合にあつては、同号アに規定する刑。次条第1項第1号において同じ。）に処せられたとき。

(2) (略)

2・3 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第10条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、第7条に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) (略)

2 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第12条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑（退職手当の受給者が第8条第1項第1号アに掲げる者であった場合にあつては、同号アに規定する刑。以下この項において同じ。）に処せられた後において第10条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、市長は、当該退職手当の受給者の死亡の

(退職をした者の退職手当の返納)

第10条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、第7条に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) (略)

2 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第12条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑（退職手当の受給者が第8条第1項第1号アに掲げる者であった場合にあつては、同号アに規定する刑。以下この項において同じ。）に処せられた後において第10条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、市長は、当該退職手当の受給者の死亡の

<p>日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 (略)</p>
--	---

(長岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第10条 長岡市職員の退職手当に関する条例（昭和38年長岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)</p>

をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職

をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3)

2～6（略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第20条（略）

2・3（略）

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき

をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3)

2～6（略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第20条（略）

2・3（略）

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき

<p>は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 （略）</p>	<p>は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 （略）</p>
--	---

（長岡市退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正）

第11条 長岡市退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和35年長岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>（権利の消滅）</p> <p>第7条 年金である給付（第2号から第4号までの場合にあつては、通算退職年金を除く。）を受ける権利を有する者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときはその権利は消滅する。</p> <p>(1) （略）</p>	<p>（権利の消滅）</p> <p>第7条 年金である給付（第2号から第4号までの場合にあつては、通算退職年金を除く。）を受ける権利を有する者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときはその権利は消滅する。</p> <p>(1) （略）</p>

(2) 死刑又は無期若しくは3年を超える拘禁刑 _____ に処せられたとき。

(3) 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(4) (略)

2 (略)

(在職期間の除算)

第15条 次に掲げる在職期間は、在職期間の計算において、これを除算する。

(1)・(2) (略)

(3) 退職後、在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）につき拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その犯罪を含む引き続いた在職期間

(4) (略)

(受刑による退職年金等の停止)

第24条 退職年金権又は公務傷病年金権を有する者が3年以下の拘禁刑 _____ に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月まで退職年金又は公務傷病年金の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、停止しない。その言渡しを取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることが

(2) 死刑又は無期若しくは3年を超える懲役若しくは禁錮の刑に処せられたとき。

(3) 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により禁錮以上の刑に処せられたとき。

(4) (略)

2 (略)

(在職期間の除算)

第15条 次に掲げる在職期間は、在職期間の計算において、これを除算する。

(1)・(2) (略)

(3) 退職後、在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）につき禁錮以上の刑に処せられたときは、その犯罪を含む引き続いた在職期間

(4) (略)

(受刑による退職年金等の停止)

第24条 退職年金権又は公務傷病年金権を有する者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月まで退職年金又は公務傷病年金の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、停止しない。その言渡しを取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることが

<p>なくなる月まで停止する。</p> <p>(受刑による遺族年金の停止)</p> <p>第44条 遺族年金権を有する者が、3年以下の<u>拘禁刑</u>に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月まで遺族年金の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、停止しない。その言渡しを取り消されたときは取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月まで停止する。</p> <p>2 前項の規定は、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられて刑の執行中又は執行前である者に遺族年金を支給する事由が生じた場合について準用する。</p>	<p>なくなる月まで停止する。</p> <p>(受刑による遺族年金の停止)</p> <p>第44条 遺族年金権を有する者が、3年以下の<u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月まで遺族年金の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、停止しない。その言渡しを取り消されたときは取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月まで停止する。</p> <p>2 前項の規定は、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられて刑の執行中又は執行前である者に遺族年金を支給する事由が生じた場合について準用する。</p>
--	--

(長岡市消防団条例の一部改正)

第12条 長岡市消防団条例（昭和39年長岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第3条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員になることができない。</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第3条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員になることができない。</p>

<p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお旧条例の例によることとされ、なお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
(人の資格に関する経過措置)
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。次項において以下同じ。）が定められている罪

につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の長岡市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例第8条第3号の規定に係る同条例第9条第1項第1号、第7条の規定による改正後の長岡市特別職の職員の給与に関する条例第5条第4号の規定に係る同条例第6条第1項第1号、第8条の規定による改正後の長岡市職員の給与に関する条例第24条の3第1項第1号、第9条の規定による改正後の長岡市特別職の職員の退職手当に関する条例第8条第1項第1号及び第10条の規定による改正後の長岡市職員の退職手当に関する条例第16条第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴されたものとみなす。

- 6 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされたものの当該罪に処せられなかった者は、第6条の規定による改正後の長岡市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例第8条第3号の規定に係る第9条第3項第1号、第7条の規定による改正後の長岡市特別職の職員の給与に関する条例第6条第3項第1号及び第8条の規定による改正後の長岡市職員の給与に関する条例第24条の3第3項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪において処せられなかったものとみなす。